

## 市政などへの苦情申し立ては

# オンブズパーソンへ

総合オンブズパーソン制度とは

市政などに関する苦情を、公正で中立的な立場のオンブズパーソン（語源はスウェーデン語で、市民に代わって権利を守る人）が迅速に調査し解決する制度です。

必要に応じて、市などに対し、意見、勧告、制度の改善を提言します。

### 苦情申し立ての対象

市が行っている業務や職員の

行為に対して、違法、不相当などと感じた場合、自身の利害に関することなら、どなたでも苦情を申し立てることができます。ただし、その事実があった日の翌日から1年を経過したと、裁判などで係争中のことまたは確定したこと、議会に関することなどを除きます。

市の機関だけでなく、市と協定を結んだ公共的団体、民間福祉事業者、私立保育園なども対象になります。協定を結んでいる公共的団体などの一覧は、市

ホームページをご覧ください。か、オンブズパーソン・人権担当へ問い合わせてください。

### 苦情申し立ての方法

苦情申立書（市の施設にあり市ホームページからダウンロードも可）を、市役所オンブズパーソン・人権担当へ提出してください。郵送（専用封筒あり）やファックス5445121でも提出できます。

### 調査の結果

結果は、苦情を申し立てた方に文書で通知します。

また、オンブズパーソンが市に対して、意見、勧告、提言をした場合は、その内容と、市が行った是正などの措置も報告します。

### 苦情に関する相談はオンブズパーソン相談へ

オンブズパーソンによる相談（月4回／予約制）を実施しています。

相談日は「広報あきしま」の毎月1日号に掲載しています。☆詳しくは、オンブズパーソン・人権担当へ。

## 市・都民税、所得税の申告をする方へ

### ●高齢者の障害者控除対象者認定書を発行します

次の認定要件のすべてに該当する65歳以上の方に、市・都民税、所得税の申告に必要な障害者控除対象者認定書を発行します。

#### ◇認定要件

- \* 障害者手帳を持っていない（お持ちの方は申告時に手帳の提示により控除可）
- \* 介護保険の要介護1～5の認定を受けている

\*市の障害者控除対象者認定基準に該当する事前に介護福祉課認定担当に問い合わせを)

◇申請 介護保険証と印鑑を持って、市役所介護福祉課へ  
※代理人の方は、本人確認できる書類、印鑑、対象者の介護保険証をお持ちください。  
☆詳しくは、介護福祉課認定担当へ。

### ●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

昨年1月～12月に納めた国民年金保険料と国民年金基金の掛金は、市・都民税や所得税申告のとき、社会保険料控除の対象となります。

日に、昨年中初めて国民年金保険料を納付した方には、2月上旬に日本年金機構から控除証明書を送付します。

☆国民年金について詳しくは、控除証明書専用ダイヤル ☎0570-003004、または、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

申告には、昨年11月に日本年金機構から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付してください。控除証明書に記載された月分以外にも納付した場合や、家族の分を納付した場合は、その領収証書も添付してください。

また、昨年10月1日～12月31

☆国民年金基金について詳しくは、全国国民年金基金東京支部 ☎0120-654192へ。

## 苦情対応の流れ

